

ガイドラインの実施等に関する履行状況調査結果(第2次報告)

平成26年3月28日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 調査の目的

本調査は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定 平成26年2月18日改正)(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、研究機関の公的研究費の管理・監査体制の整備及びその活動状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言等を行い、研究機関の公的研究費の管理・監査体制の適正な整備等に資することを目的とする。

2. 調査対象・内容等

【調査対象】

- 今回の履行状況調査は、「公的研究費の不適切な経理に関する調査」(以下、「一斉調査」という。)の結果、不適切な経理等が認められた全ての研究機関(54機関)を対象としている。
- 本第2次報告は、上記のうち、平成25年7月末までに、履行状況調査報告書の提出を受けた36機関について調査を実施し、取りまとめたものである(平成24年12月末までに、一斉調査への対応が既に完了し、報告書が提出された機関については、第1次報告として取りまとめ、平成25年3月に結果を公表済)。

【調査内容】

(1) 今回の履行状況調査では、①不正が発生した体制整備等の問題・要因を踏まえ、再発防止策が適切に講じられているか、②以下のガイドラインに掲げる取組状況が適切であり、機能しているかの観点から調査を行った。

◆ 調査の観点

- ① 機関内の責任体系が明確化されているか
- ② 適正な運営・管理の基盤となる環境が整備されているか
- ③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画が策定されているか
- ④ 研究費の適正な運営・管理活動が行われているか
- ⑤ 情報の伝達を確保する体制が確立しているか
- ⑥ モニタリング体制が整備・機能しているか

など

(2) 併せて、当該機関の今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組についても抽出した。

【調査体制・方法】

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」(別紙1)において、各機関が提出する報告書等に基づき、悉皆の「書面調査」及び必要に応じ、「現地調査」、補完資料の収集等を行い、履行状況調査結果を取りまとめた。

3. 調査経過

平成 25 年	
7 月 8 日	有識者会議 ・履行状況調査の基本方針・調査内容・方法等の審議・決定
7 月 31 日	対象研究機関から報告書の提出 (一斉調査における不正事案の調査・再発防止策が完了した機関は順次、提出)
8 月～	書面調査、現地調査及び補完資料の収集等
平成 26 年	
3 月 28 日	有識者会議 ・履行状況調査結果の審議・決定

4. 調査結果(第2次報告)の総合所見

- 再発防止策については、全ての機関において、不正の発生要因を踏まえた方策が検討・措置されている。今後、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことを期待したい。また、実施予定とされている一部の事項については、着実な履行が求められる。
- 全ての機関において、平成 19 年度のガイドラインの制定を踏まえ、公的研究費の管理・監査体制の整備に着手し、機関の規模や特性に応じた取組が見られた。一方で、一部の機関においては、基盤となる体制や取組が脆弱な機関も見られた。当該機関においては、本調査結果を踏まえ、今後の体制の整備・充実に向けた十分な検討を望みたい。
- また、全ての機関において、今般のガイドラインの改正内容を踏まえ、現行の取組状況を点検・評価し、必要に応じて、体制等の見直し及び整備・充実に努めることが期待される。
- 個別の調査結果については、別紙 2 に記載。

5. 今後の取組

- 本有識者会議での検討を踏まえ、平成 26 年 2 月 18 日にガイドラインの改正が行われ、平成 26 年度から運用されるため、今回の履行状況調査で付された「留意事項」への対応・履行状況とともに、改正内容への対応も含め、引き続き、全ての研究機関(36 機関)のフォローアップを次年度も実施する予定。
- 上記の他、本有識者会議で別途検討の上、一定数、調査を実施する予定。
- 各研究機関においては、留意事項への対応状況も含め、ホームページ等を通じ、積極的な情報発信に努めていただきたい。また、他の研究機関においては、本調査結果で抽出している「今回の不正事案の再発防止策も含めた主な取組」等を参考とされ、今後の公的研究費の管理・監査体制の更なる整備・充実に向けた取組を期待したい。